

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和6年6月21日受付分)

特定非営利活動法人
地球の平和のための謎とき会

縦覧期間

令和6年6月21日(金)から
令和6年7月5日(金)まで

特定非営利活動法人地球の平和のための謎とき会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 地球の平和のための謎とき会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県三田市狭間が丘5丁目4番地2棟1105号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は民族間や国家間の争いに対して不安を抱えている人々に対し、情報提供事業、平和に関する啓蒙事業、支援事業を行うことにより、人々の日々の幸せと地球平和の確立に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 前各号の掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) チラシ、冊子等を作成して国内外の関係各団体に送付し平和に関する情報を提供、啓蒙する事業
- (2) ホームページで平和に関する情報を提供する事業
- (3) 情報交換会、勉強会を通じて平和に関して悩みを抱えておられる方からの相談を受け付け、支援する事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の前任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の前任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の

残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法又はファクシミリをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任する

ことができる。この場合において、第 27 条、前条第2項、次条第1項第3号及び第 48 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者、電磁的方法又はファクシミリによる表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。)
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営

- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法又はファクシミリにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法又はファクシミリにより表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面、電磁的方法又はファクシミリによる表決者にあつてはその旨を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

（資産の管理）

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業年度）

第43条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

（事業計画及び予算）

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 白木 妙子

副理事長 布谷 昌義

理事 富樫 眞理

理事 鷗沼 悟
理事 高橋 すが子
監事 三石 康史

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2025年9月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この規定にかかわらず、成立の日から2024年9月30日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に定める額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	0円	0円
② 年会費	0円	0円
(2) 賛助会員	個人	団体
① 入会金	0円	0円
② 年会費	0円	0円

役員名簿

特定非営利活動法人 地球の平和のための謎とき会

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	シラキ タエコ	[REDACTED]	無
	白木 妙子		
理事 (副理事長)	ヌノタニ マサヨシ	[REDACTED]	無
	布谷 昌義		
理事	トガシ マリ	[REDACTED]	無
	富樫 眞理		
理事	ウヌマ サトル	[REDACTED]	無
	鵜沼 悟		
理事	タカハシ スガコ	[REDACTED]	無
	高橋 すが子		
監事	ミツイシ ヤスシ	[REDACTED]	無
	三石 康史		

設立趣旨書

1 趣旨

私たちが住んでいる地球は多くの謎に包まれています。

民族の起源や遺跡など歴史についての謎、自然のメカニズムについての謎等々です。

謎は様々な解釈を生み、解釈の違いが時に民族間の争いに繋がることもあります。

また自然に対して感じる脅威が、恐怖に変わり人々の不安を呼び起こすこともあります。

こうした人々の不安や争いを少しでも減らし、平和な社会を確立するためには、人類の歴史について語り継がれていること、自然現象等解決できていない謎について、改めて研究、検証することが必要だと私たちは考えます。

そして一人一人が少しでも正しい情報を知り、その情報を基に平和な社会を作っていくことを意識し、行動していくことこそが大切だと思われまます。

そこで、私たちは、「特定非営利活動法人 地球の平和のための謎とき会」を設立し(2009年7月21日~2017年4月17日)、こうした謎について、研究し、その成果や得た情報を人々に提供する活動を行い、平和に関する啓蒙事業をしてまいりました。

また民族間の問題、被差別問題、宗教の束縛、自然現象・自然災害に対する不安等で悩んでいる人々に対しては、支援事業等を継続的に行うことにより、多くの人々が恐怖や不安にさいなまれない、平和な社会の実現に貢献しようと活動してきました。

一定の役割を終えたと判断し、NPO 団体としては解散し、任意団体として活動を継続しておりましたが、ガザ地区をはじめとして世界各国で紛争が増えている状況を鑑みると任意団体では活動に限界があり、社会的にも認められた公的な組織として情報発信や交流事業、相談等を行うことが最良の策であると考えました。また当団体の活動が営利目的ではなく、多くの市民の方々に参画していただくことが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人格を取得するのが最適であると考えました。法人化することによって、組織を発展、確立することができ、将来的に世界各国より広い範囲に情報提供することで少しでも多くの方に情報を展開することができるようになり、世界平和に向けて貢献できると考えます。

2 申請に至るまでの経過

2004年12月5日~2008年9月12日

人類の平和にとって役に立つ新しい情報で、イスラム社会の「眼には眼を」「歯には歯を」の本来の意味は"目とは見て楽しむもの"、"歯とは食べるもの"をあらわし、それぞれをもらった場合、同じようなものを何かの形で誰かに返すことにより、地球の富を独占しないようにという教えであること、ユダヤ人とパレスチナ人は異なる宗教を持っているが、彼らは元々同じ国で生まれ仲の良い友達だったことを知った有志が集まる。

今この時間にも行われているかもしれない自爆攻撃やパレスチナ問題への解決への糸口になるために、集まった有志がこうした情報を日本語・英語・アラビア語に翻訳して、中東地域に送る。

また、自然現象についても地震と雲の相関性について全国から数多くの雲の写真を取り寄せ、地震との相関関係を調査する活動等を行う。

2009年7月21日~2017年4月17日

NPO 地球の平和のための謎とき会を設立し、ヘブライ語、ペルシャ語、アラビア語の冊子を作成し、イスラエル、パレスチナ、イラン等中東地域に平和に関する情報提供、平和への啓蒙活動を行ってきた。その他海外の大学、報道機関、人権団体、国内の各市町村などにも冊子を配布することで情報

提供、平和に関する啓蒙活動を行ってきた。

日本各地でも平和の啓蒙に関する勉強会を実施し、アフガニスタンの NGO、イラクの子供リハビリセンター、ミンダナオこども図書館、パキスタン、フィリピン、カンボジア、シリア難民など困っておられる方々への物資の支援も行ってきた。

平和に関する啓蒙活動や困っておられる方への支援活動も一定の役割を終えたと判断し解散する。

2024 年4月6日

そして今、ガザでは想像を絶する悲惨な状況となっています。ウクライナ紛争など国家間、民族間の争いも拡大しています。そこで改めて活動を再開し、平和に関する啓蒙活動を行いたいと有志が集まり、準備会を発足し、設立総会の準備に入りました。

2024 年4月 21 日

特定非営利活動法人 地球の平和のための謎とき会
設立代表者 白木妙子

設立年度事業計画書

法人成立の日から2024年9月30日まで

特定非営利活動法人 地球の平和のための謎とき会

1 基本方針

設立初年度はホームページを立ち上げ、広く一般市民に対して、情報発信を行い、平和活動を啓蒙することを目指します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 時期	実施場所	受益対象者 の範囲及び 予定人数	収益見 込 (千円)
・チラシ、冊子等を作成して国内外の 関係各団体に送付し平和に関する情報 を提供、啓蒙する事業	・人類の歴史においてなぜ争い事が起きてき たかを知り、平和を実現していくために何が 必要かをまとめたチラシ、冊子を作成し、平 和実現に向けて取り組みをされているNPO はじめ各種団体、図書館などに送付し情報 提供を行うことで、平和実現に向けて広く関 心を持っていただけるよう啓蒙活動を行う。	7月 8月	三田市会員 宅にて作成、 発送	送付対象施設の 市民 200人程度	0
・ホームページで平和に関する情報を 提供する事業	・ホームページを立ち上げ、平和実現につい て関心のある市民に対して情報提供を行う	7月	三田市会員 宅、札幌市会 員宅にて企 画作成	ホームページを 見て頂く方対象 200人程度	0
・情報交換会、勉強会を通じて平和に 関して悩みを抱えておられる方からの 相談を受け付け、支援する事業	・争い事の根本は何かを知ることと平和実現 に向けて何ができるかをテーマに情報交換 会、勉強会を実施し、未来に向けて不安を持 っている一般市民に対して不安を取り除き、 生き活きと暮らしていくことができるような 支援活動を行う	9月	三田市 会員事務所	平和実現に関心 のある方、不安を 持たれている一 般市民 50人程 度	0

3 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 10月
- ② 理事会 年2回

(2) 事務局体制

事務局長: 白木妙子、事務局スタッフ: 布谷昌義

2024年度事業計画書

2024年10月1日から2025年9月30日まで

特定非営利活動法人 地球の平和のための謎とき会

1. 基本方針

設立2年目は広く一般市民に対して、情報発信を行い、平和活動を啓蒙することを目指します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 時期	実施場所	受益対象者 の範囲及び 予定人数	収益見 込 (千円)
・チラシ、冊子等を作成して国内外の 関係各団体に送付し平和に関する情報 を提供、啓蒙する事業	・人類の歴史においてなぜ争い事が起きてき たかを知り、平和を実現していくために何が 必要かをまとめたチラシ、冊子を作成し、平 和実現に向けて取り組みをされているNPO はじめ各種団体、図書館などに送付し情報 提供を行うことで、平和実現に向けて広く関 心を持っていただけるよう啓蒙活動を行う	11月	三田市会員 宅にて作成、 発送	送付対象施設の 市民 200人程度	0
・ホームページで平和に関する情報を 提供する事業	・ホームページを立ち上げ、平和実現につい て関心のある市民に対して情報提供を行う	通年	三田市、札幌 市にて企画 作成	ホームページを 見て頂く方対象 200人程度	0
・情報交換会、勉強会を通じて平和に 関して悩みを抱えておられる方からの 相談を受け付け、支援する事業	・争い事の根本は何かを知ることと平和実現 に向けて何ができるかをテーマに情報交換 会、勉強会を実施し、未来に向けて不安を持 っている一般市民に対して不安を取り除き、 生き活きと暮らしていくことができるような 支援活動を行う	年4回	三田市 会員事務所	平和実現に関心 のある方、不安を 持たれている一 般市民 50人程 度	0

3 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 10月
- ② 理事会 年2回

(2) 事務局体制

事務局長:白木妙子、事務局スタッフ:布谷昌義

設立初年度活動予算書

成立の日から2024年9月30日まで

(単位：円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取寄付金			
受取寄付金	300,000		
		300,000	
経常収益計			300,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) その他経費			
印刷製本費	100,000		
通信費	100,000		
地代家賃	100,000		
その他経費計	300,000		
事業費計		300,000	
2. 管理費			
(1) その他経費			
印刷費	5,000		
通信費	3,000		
その他経費計	8,000		
管理費計		8,000	
経常費用計			308,000
当期正味財産増減額			△ 8,000
設立時正味財産額			100,000
次期繰越正味財産額			92,000

2024年度活動予算書

2024年10月1日から2025年9月30日まで

(単位：円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取寄付金			
受取寄付金	100,000		
		100,000	
経常収益計			100,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) その他経費			
印刷製本費	80,000		
通信費	92,000		
その他経費計	172,000		
事業費計		172,000	
2. 管理費			
(1) その他経費			
印刷費	12,000		
通信費	3,000		
会議費	5,000		
その他経費計	20,000		
管理費計		20,000	
経常費用計			192,000
当期正味財産増減額			△ 92,000
前期繰越正味財産額			92,000
次期繰越正味財産額			0